

和泉市ごみ減量等推進審議会規則

平成4年6月9日

規則第14号

改正 平成6年5月10日規則第19号

平成8年3月29日規則第8号

平成24年3月28日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例（平成5年和泉市条例第29号）第7条第4項の規定に基づいて、和泉市ごみ減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（平6規則19・一部改正）

(任務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 廃棄物の減量化対策に関する事項
- (2) リサイクル運動推進に関する事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 都市政策又は環境政策に関し、学識経験を有する者
- (3) 消費者及び住民団体を代表する者
- (4) 事業者等を代表する者
- (5) 行政を代表する者
- (6) 公募による市民

（平6規則19・平24規則14・一部改正）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員が委嘱されたときの、要件を欠くに至ったときは、その委員は、失職するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平6規則19・一部改正)

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 会長が必要があると認めたときは、審議会に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境課において処理する。

(平8規則8・一部改正)

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年規則第8号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。